(b)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては構成員のうちの１社においては、1,200点以上であること。（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、経営事項評価点数が1,100点以上であること。（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超える施設
２）構造　鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造
３）階数　地上11階以上かつ地下１階以上
４）建物規模　延べ面積20,000㎡以上
５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超える施設
７）構造　鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造
８）建物規模　延べ面積3,000m^2以上
９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(f)　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(g)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(h)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び技術提案の作成に必要な図面等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵２）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(i)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(j)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

(k)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ａ）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ）平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記(1)(e)１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ｄ）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうち１社が、上記ａ）からｄ）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記ａ）及びｄ）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

１）「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
ａ）地下コンクリート躯体の漏水対策についての工夫
ｂ）鉄骨躯体の精度確保のための建て方の工夫

２）「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
ａ）施工体制確保の確実性
ｂ）品質確保の実効性

３）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ａ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
ｂ）上記１）及び２）の内容が適正であること。
ｃ）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「地下コンクリート躯体の漏水対策についての工夫」、「鉄骨躯体の精度確保のための建て方の工夫」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０の加算点を与えるものとする。